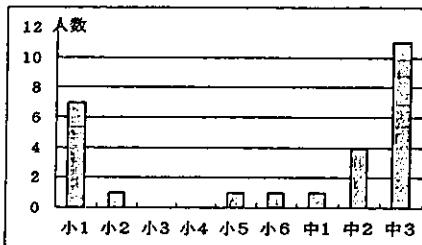


## 第二次調査

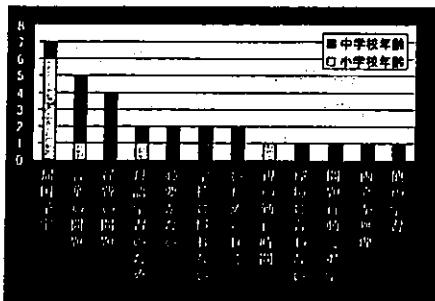
1. 調査日時 平成14年1~2月
2. 調査員 教育委員会・国際政策課  
教諭・日本語指導助手等
3. 調査対象者 第一次調査での26人
4. 調査方法 訪問し、アンケート  
または聞き取り調査を  
実施  
(ポルトガル語の通訳ができるメン  
バーとペアになり訪問)

## 不就学児童生徒数



## 不就学理由

(複数回答)



## 調査のまとめ

- 不就学者の継続調査
  - 塾・託児所の教育内容を把握
  - 「話す・書ける」から  
「学習が分かる」への支援
  - 精神的な支援
  - ガイダンス機能の充実
- など

## 平成15年度

## ・第1次調査

- ねらい 不就学数に変動があるか、不就学だった児童生徒がその後どうなっているか、新たな不就学者が出ていないか等の調査をおこなう
- 調査期間 平成15年6月～7月
- 調査員 教育委員会職員・国際政策課  
教諭(西小・南中)・日本語指導助手
- 調査対象者 学齢期にある南米系外国人児童生徒  
594人
- 調査方法 南米系児童生徒で不就学者の家庭  
へ訪問し、聞き取り調査を実施  
(ポルトガル通訳とペアになり訪問)

表10 学齢期にある南米系児童生徒594人の就学状況			
項目	人数	割合	備考
公立学校	279人	47.0%	公立小中学校就学児童生徒
私学・塾等*	143人	24.1%	うち「ブラジル人学校・塾等」129人(21.7%)、「托児所」14人(2.4%)
教育の機会がないと見なされる子	24人	4.0%	不就学
転出または帰国**	148人	24.9%	

\* 1 平成15年度調査では、聞き取り調査の中で「認可校」か「塾」などの判別できないケースがあったので、まとめて「私学・塾等」とした。  
\* 2 「帰国または転出」のうち、聞き取り調査によって「帰国した」と判明したのは61人(10.3%)だった。

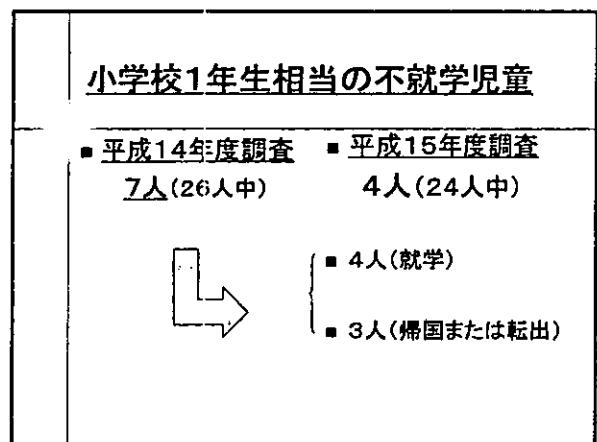
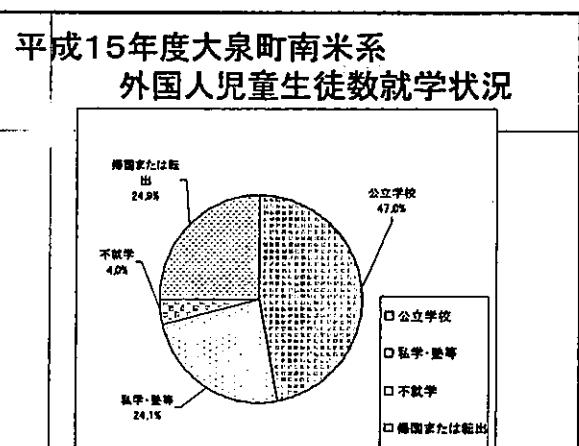


表 *不就学理由等のまとめ			
性別	学年	不就学の理由、その他	備考
1 女	小1		
2 女	小1	帰国不就学	9月からピタゴラスに入学予定
3 女	小1		調査後、西小学校に通入
4 男	小1	学校が遠い、帰国予定	
5 男	小2	北小退学	ヘッカに入学予定
6 男	小2	7/28帰国予定	
7 男	小3		18と兄弟、エスクノーニヤに入学予定
8 男	小3	時間的な問題(放課後等)	
9 女	小4	帰国予定、巡回は教会で過ごす	23と兄弟
10 男	小4		24と兄弟

11	男	中1	帰国予定	
12	男	中1	2ヶ月後搬入、家で勉強	14年度からの不就学
13	女	中1	学費が高い	17と兄弟
14	女	中1	帰国予定、学費が高い	
15	男	中2	帰国予定	
16	女	中2	本人が学校に行きたくない	14年度からの不就学
17	男	中3		7と兄弟、14年度からの不就学
18	男	中3	11月に帰国予定	14年度からの不就学
19	女	中3		
20	女	中3		
21	女	中3		
22	女	中3	移住で就学見たいが大変なので	
23	女	中3	帰国予定、巡回は教会で過ごす	9と兄弟
24	女	中3		10と兄弟、14年度からの不就学

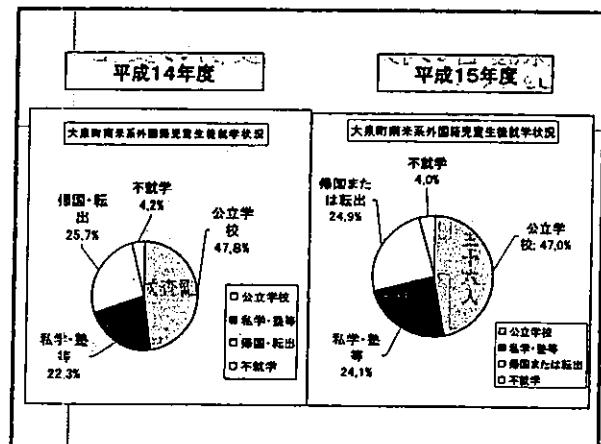
### 第2次調査

- 調査期間 平成15年12月
- 調査員 教育委員会職員・国際政策課  
教諭(西小・南中)・日本語指導助手
- 調査対象者 第1次調査で不就学と判明した24人の家庭(本人と保護者)
- 調査方法 南米系児童生徒で不就学者の家庭へ訪問し、聞き取り調査を実施  
(ポルトガル通訳とペアになり訪問)

N.	性別	年 令	平成15年度第2次調査結果のまとめ			平成15年12月現在	被験後学習の希望
			就学状況	家での状況	公立への希望		
1 女 小1	～ペック						
2 女 1	不就学	同じしていない	○		更に插入したい	あり	
3 女 1	西小(1次開業時)						
4 男 1	帰国						
5 男 2	北小(9月から)						
6 男 2	帰国(7月)						
7 男 3	スコリーニヤ(1次開業の銀行を始めた)						
8 男 2	不就学	学校に入れないし、何も考えていない。教育に興味ない(父親認)					
9 女 4	不就学	勉強は誰が教えていたら	×言葉の問題	あり	～ペック	なし	
10 男 4	～ペック						

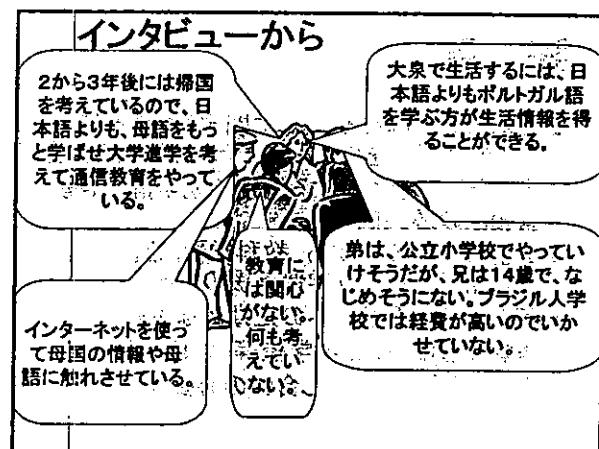
N.	性別	年 令	平成15年度第2次調査結果のまとめ			平成15年12月現在	被験後学習の希望
			不就学	もやさないも	言葉の問題		
11 女 1	不就学					帰国したら	2月に高級学年
12 男 1	不就学	最近に母語を習っている			×言葉の問題	2月に高級学年	
13 女 1	帰国						
14 女 1	不就学	東京在住に実感を買う(10ヶ月)	×言葉の問題			1年以内に帰国	
15 男 2	不就学	ヨーロッパへ	×言葉の問題	×言葉の問題		1年以内に帰国	あり
16 女 2	不就学	東京(自分が気付く)で2ヶ月(2月)	×言葉の問題	×言葉の問題		1年以内に帰国	あり
17 男 3	帰国						
18 男 3	不就学	自分の母の手本でやっている			×言葉の問題		あり
19 男 3	帰国(9月)						
20 女 2	不就学	時々日本の教科書でデータを読む					
21 女 2	帰国又は帰郷						
22 女 2	帰国(9月)						
23 女 3	不就学	日本を知っている	×言葉の問題	×			なし
24 女 3	不就学	神してない(ハイタ)		あり	英単語へ ペック		あり

2年間、計4回の調査を  
通してわかったこと



## 不就学の理由

- 言葉の問題
- 経費の問題
- 通っていた教育機関での不適応
- 帰国予定
- 学校よりも家の仕事優先
- 教育に無関心
- 日本の教育制度をしらない



# 考 察 及び 課 題

#### ■日本の教育制度を知らない

■教育に関する情報を得ようとする努力をしない

正しい情報を伝える

## 保護者の教育への姿勢の変化 ポイント

平成14年度不就学 → 15年度の調査では

中学生十六人	一 四人	転出または帰国不就学
小学生十人	十一人	調査対象外
	四人	転出または帰国就学
	六人	

15年度調査

1次調査時      2次調査の時点では

不就学二十四人

<b>小学生10人</b>	→	•5人…就学 •3人…不就学 •2人…帰国
<b>中学生14人</b>		

12歳で何か手を打てるのではないか

課題

- 日本の教育制度や教育に関する情報を伝える法的強制力を持つたシステム作りの必要性
  - 本人と保護者に対する個別の就学指導や教育相談の必要性
  - 公立就学者の対する、教科学習に通用する日本語指導と教科学習支援の継続
  - 不就学のいる家庭への定期的な接触
  - 再教育機関(夜間中学校等)の必要性
  - 企業もまきこんだ話し合いの必要性

## 調査整理の様子



### 3・就学・学習支援への取り組み

1. 不就学児童生徒をも含めた教育の保障  
多言語サロン  
進路ガイドブックを作成・配布
2. 就学児童生徒への支援  
中学校での入り込み指導  
家庭訪問による保護者への教育相談  
放課後相談室  
進路説明会

### 多言語サロン



### 入り込み指導

- 大泉町立西中学校
- 大泉町立南中学校

### 平成15年度 日本語学級時間割 西中学校

1月19日～3月26日

	月	火	水	木	金
1	日本語	日本語	日本語	日本語	日本語
2	日本語	日本語	日本語	日本語	日本語
3	日本語	日本語	日本語	1の3	日本語
4	日本語		1の3	日本語	日本語
5	日本語	日本語	日本語	日本語	

### 入り込み指導風景



### 家庭訪問による保護者への 教育相談

- 夜の家庭訪問…大泉町指導助手による
- 情報交換
  - 相談

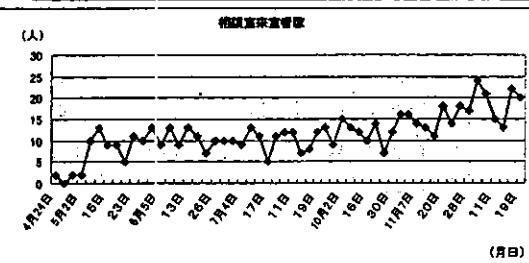
## 放課後相談室

- 大泉町立西小学校
- 大泉町立南中学校

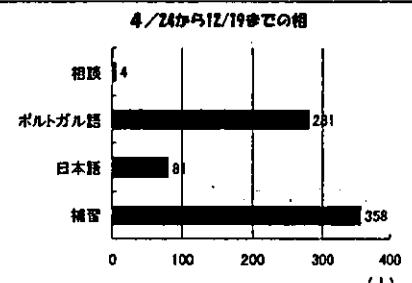
## 大泉町立西小学校 放課後相談室

1. 日時 毎週水・木曜日(15:00~17:00)
2. 対象 西小学校の外国人児童・保護者
3. 内容 日本語・ポルトガル語の支援 補習  
進路・生活相談
4. 指導者 相談員 指定研究員
5. 場所 西小学校日本語学級

## 相談室来室者数



## 相談内容



## 補習とポルトガル語の授業の風景



## 大泉町立南中学校

1. 每週水曜日 16:00~17:00
2. 対象 南中学校の外国人生徒と保護者
3. 内容 日本語、ポルトガル語教科学習等の支援
4. 指導者 相談員 指定研究員
5. 場所 教育研究所分室(校舎の東側)

### 利用状況

月	回数	利用人数	行事等
4	1	2人	
5	4	8人	
6	3	0人	体育祭
7	2	6人	
9	4	2人	部活動新人大会
10	3	0人	合唱コンクール
11	1	0人	三者面談
12	2	2人	

### 内容別のべ数

ポルトガル語	8人
教科の学習	10人
進路相談	5人

### 進路説明会

6年生外国人保護者会…大泉町立西小学校  
平成16年2月14日(土)

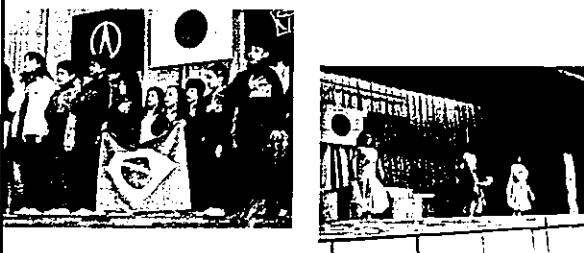
#### 内容

- 1 日本語学級担当者あいさつ
- 2 社会科見学と卒業文集の経費について
- 3 中学校などの進路説明について
- 4 卒業式について

### 6年生外国人保護者会



### 児童集会で発表する外国人児童



終わり FIM

## 外国人労働者問題の法政策的位置づけと課題

慶應義塾大学 山川隆一

### 1. はじめに

- (1) わが国における外国人労働者の現状
- (2) 問題の背景

### 2. わが国における外国人労働者政策

- (1) 政策の位置づけ—複合的性格
- (2) 入管政策
  - ① 出入国管理・難民認定法
  - ② 在留資格
    - 単純労働受け入れの否定・高度人材受け入れ促進
  - ③ 不法就労
- (3) 労働政策
  - ① 法の適用
    - ・労働基準法（国籍による労働条件差別を禁止）
    - ・職安法（職業紹介における国籍差別禁止）
  - ② 外国人雇用状況報告制度
  - ③ 外国人雇用労働条件指針
  - ④ 求職者への支援
- (4) 社会保障政策

### 3. 諸外国における外国人労働者政策

- (1) 出入国管理の枠組み
  - ① 出入国管理型（一元型）
  - ② 在留管理型（二元型）
- (2) 受け入れの範囲
- (3) 労働市場政策との調整
  - ① 出入国管理政策と労働市場政策の関係
  - ② 受け入れ調節の方法

#### 4. わが国の政策的課題

##### (1) 受入れの範囲

- ① 高度人材の受け入れ促進
- ② 労働力不足への対応
- ③ 人口減少対策

##### (2) その後の議論

- ① 日経団連報告書
- ② 規制改革・民間開放推進会議

##### (3) 未検討の政策課題

## International Migration

### Mechanisms of international cooperation

Keiko Osaki  
Population Division  
United Nations

### Estimates of migrant stock

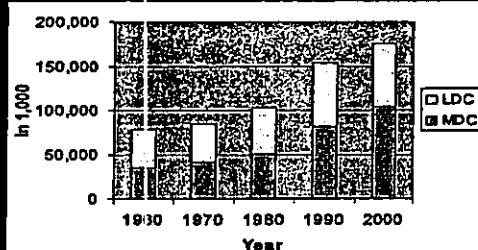
#### Foreign-born population (69%)

Persons born in a country other than that in which they reside at a specific time

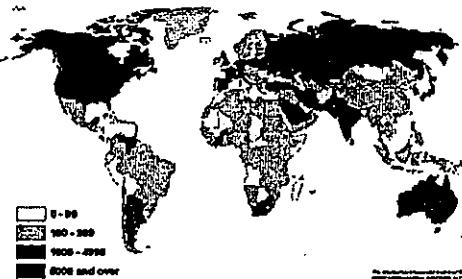
#### Foreign population (23%)

Persons who reside in a country as a foreign national

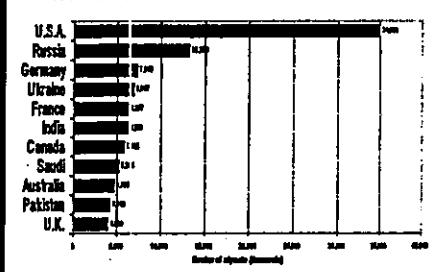
### World Migrant Stock 1960-2000



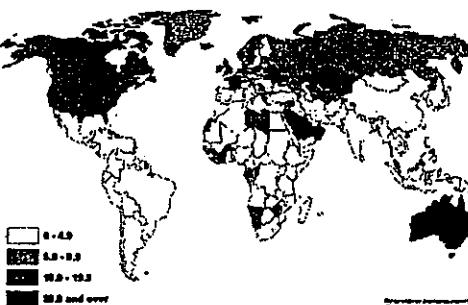
### Number of Migrants (in 1,000)

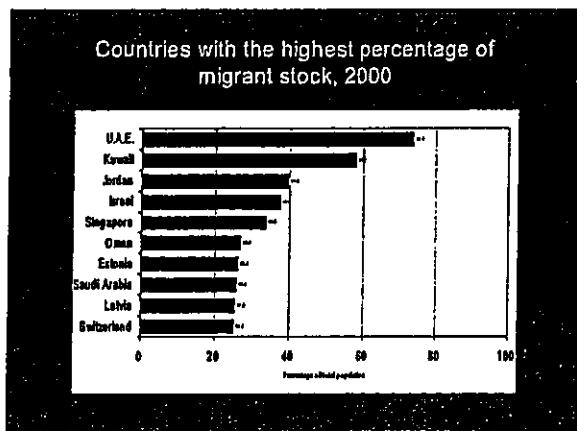


### Countries with the largest migrant stock, 2000



### Proportion of Migrants (%)





### Why International Cooperation ?

- Limitations of unilateralism
- Search for mutually beneficial outcomes
- Establish official mechanisms for migrant worker recruitment
- Collaboration in protecting the rights of migrants
- Collaboration in combating trafficking and smuggling
- Burden-sharing regarding asylum

**International Cooperation**

- Bilateral level
- Regional level
- Multilateral level

**Bilateral Agreements**

- Traditional approach
- Often concluded between countries of origin and destination
- Increase in bilateral agreements since the 1990s

**Issues of Bilateral Agreements**

- Management of temporary labour migration
  - Quota
  - Occupation
  - Conditions of work
- Undocumented migration
  - Border control
  - Return of migrants
- Free movement

**Regional Approach**

- Regional legal instruments
- Harmonization of measures to manage migration - EU
- Regional consultative processes

### Free movement of workers in the EU

1957 Treaty of Rome  
 1968 Belgium, France, Germany, Italy, Luxembourg, Netherlands  
 1973 Ireland, Denmark  
 1987 Greece  
 1992 Portugal, Spain  
 1995 Austria, Finland, Sweden  
 2004 Cyprus, Malta  
 2011 EU-B ?

### Regional Consultative Processes

EUROPE
IGC (1985)
Budapest Group (1991)
CIS Conference Process (1995)
Five plus Five (2002)

AMERICAS
Puebla Process (1996)
Lima Process (1999)

ASIA/PACIFIC
APC (1996)
Manila Process (1996)
Bali Process (2002)

### Multilateral Approach: UN

"....it is time to take a more comprehensive look at the various dimensions of the migration issues, ..... We need to understand better the causes of international flows of people and their complex relationship with development."

Source: SG's report, Strengthening of the United Nations: an Agenda for Further Change, 2002. A/57/387/Corr.1

### Multilateral approach: UN

- Establishment of legal norms and instruments
- Regular activities related to international migration
- International conferences and meetings

### UN legal instruments

Human Rights	% ratified
Declaration of Human Rights (1948)	..
Civil and Political Rights (1966)	78
Economic, Social, Cultural Rights (1966)	76
Racial Discrimination (1966)	87
Discrimination against Women (1979)	91
Rights of the Child (1989)	99

### UN legal instruments (cont.)

Migrants	% ratified
Rights of All Migrant Workers (1990)	13
<b>ILO Conventions</b>	
Migration for Employment (1949)	22
Migrations in Abusive Conditions (1975)	9

### UN legal instruments (cont.)

<u>Protocols on Penal Matters</u>	<u>% ratified</u>
Prevent Trafficking in Persons (2000)	28
Against the Smuggling of Migrants (2000)	25
<u>Status of Refugees</u>	
1951 Convention	73
1867 Protocol	72

### Multilateral Approach: UN System

General Assembly	Bodies & Programmes
ECOSOC	- OHCHR - UNDOC - UNDP
The Secretariat - DESA	- UNHCR - UNITAR/IMP, etc.
Regional Commissions - ESCAP, ECLAC, etc	Specialized Agencies - ILO - UNESCO - WTO

### Multilateral Approach: outside the UN system

- IOM
- OECD
- ICMPD
- IFRC
- Global Commission

### Summary

- Growing interests attached to the cooperation mechanisms by various stakeholders.
- Bilateral approach is used by a growing number of countries.
- Regional Consultative Process have become a key component of migration management.
- The topic on international migration is increasingly taken up at various multilateral fora.
- It is likely that cooperative management of international migration would be one of defining variables that would shape the future course of international migration.

2月16日（水）

「外国人労働者の社会保障制度加入に関する研究会」

ゲストスピーカー二宮正人先生への質問

- 1) ブラジルにおける日系人の経済状況と最近の出稼ぎの特徴
- 2) ブラジルの社会保障制度の現状と日系人の老後設計
- 3) ブラジル日系人の本国送金が果たしている役割
- 4) 日系ブラジル青年の教育、就職及び将来設計のあり方についての見解
- 5) 日本におけるブラジル人社会の現状と自治体の「多文化共生」への取組みの問題点
- 6) 改正労働者派遣法（生産現場の派遣、派遣年限、派遣労働者の社会保障、事業請負と派遣の区分など）への見解
- 7) ブラジルと日本の間の社会保障協定の可能性
- 8) ブラジルと日本の間の経済連携協定（自由貿易協定）の可能性

以上（井口先生より）

# 外国人労働者の社会保障制度加入に関する研究会 議事録

## 1 趣旨

1990年代前半においてそうであったように、外国人労働者は、単身で短期間に出稼ぎをして母国に帰っていくという前提が満たされる限り、外国人労働者の社会・労働保険への未加入の問題は、あまり大きな社会問題とならなかった。

しかし、出稼ぎ目的の外国人労働者にとって、長時間労働もいとわない日常生活のなかで健康障害のリスクは大きい。受診せず就労すれば、生命関わる危険にさらされる場合もあり、その人の厚生を著しく低下させる。一方ひとたび重度の病気やけがをして受診すれば多額の経済的負担から医療費未払いの問題を生じさせることもある。また、1990年代後半から外国人労働者の滞在期間の延長が顕著になってきたが、彼らの社会・労働保険への加入状況に大きな改善はみられない。その背景としては、不況下で貯蓄目標額を達成できず滞在期間を延長しながらも、手取り所得を確保するため社会・労働保険への加入を忌避する傾向があること、滞在延長に伴って家族呼び寄せを行う労働者が増加し日々の出費が増大し、ますます家計負担を抑える行動にでていることなどがあげられる。こうした経済社会的背景から、出入国管理行政や労働行政の動向を踏まえ、外国人労働者の社会保障制度加入を含めた社会的な保護を促進する視点からの調査研究が急務になってきた。

## 2 調査研究の課題と方法

具体的な調査研究課題としては、①現行法制上、3年以上25年未満の滞在では老齢年金が受けられず保険料が掛け捨てになる公的年金の仕組みを外国人労働者の定住化傾向に適合させ、加入を確保することができないのか、②出稼ぎ労働者の健康障害のリスクをカバーしつつ、不法就労を助長することなく、短期的な疾病のリスクに対処できるような措置は可能なのか、③改正労働者派遣法で派遣労働者の社会保険加入を怠った場合の行政処分が強化されたが業務請負業者が労働者を4ヶ月未満の契約で雇用を繰り返す場合は依然として社会保険や雇用保険の適用が困難という問題にどう対処すべきか、④外国人の社会・労働保険への加入を担保するために、外国人雇用・社会保険加入の情報を出入国管理や外国人登録などと連動させてチェックすることは可能かといった問題を、欧米など主要国の労働・社会保障・入国管理制度との国際比較の視点から検討する。

また、⑤自治体の住民サービスの基本となる住民票と外国人登録の情報が相互に連動していないこと、外国人配偶者が住民票に記載されないなどの実態が、子どもの福祉や教育を受ける権利を阻害していることが問題にされているが、それらをどのように改善していくべきのかを併せて検討する。(2005年度には磐田市における日系ブラジル人の調査を予定しており、その調査結果から実態を踏まえた提言をまとめたい。)

## 3 調査研究の進め方

以上のような5つの問題意識から、国立社会保障・人口問題研究所内に、「外国人労働者の社会保障制度加入に関する研究会」を組織し、2004年度中に4回程度開催し、2004年度厚生労働科研費に基づいて、2004年度末には、分野別研究論文と研究会中間報告をとりまとめる。なお、並行して、厚生労働科研費による国際比較調査を実施する。

研究は 2006 年度まで継続的に 3 年計画で行い、初年度研究協力者を核として次年度以降に、必要に応じて研究協力者を加える。また、2006 年度末において、最終報告書を作成し研究成果の集大成とする。

#### 4 研究会の組織

井口泰（関西学院大学経済学部教授）を研究主幹として、岩村正彦（東京大学 大学院法学政治学研究科教授）山川隆一（慶應義塾大学法科大学院教授）、島崎謙治（国立社会保障・人口問題研究所副所長）を研究協力者として招聘し、厚生労働省の関係部局や法務省入国管理局にも適宜、協力を要請する。磐田市の調査については、国立社会保障・人口問題研究所（小島宏部長、千年よしみ室長、勝又幸子室長）と竹ノ下弘久（慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所研究員）がチームで磐田市役所総務部共生社会推進課と協力して行う。なお、本研究会の事務局は、国立社会保障・人口問題研究所企画部第 3 室長勝又幸子が務める。

本研究の費用は、平成 16 年度厚生労働科学研究費「人口減少に対応した国際人口移動政策と社会保障政策の連携に関する国際比較研究」（千年よしみ主任研究官）より支出する。

## 第1回 外国人労働者の社会保障制度加入に関する研究会

### 議事録

日 時：平成16年11月22日（月） 17：00～19：30  
場 所：国立社会保障・人口問題研究所 第5会議室  
出席者：井口泰先生、岩村正彦先生、山川隆一先生、  
島崎副所長、小島部長、千年室長、勝又室長、高橋洋子（早稲田大学助手）、  
吉田慎（外国人雇用対策係長）

記録：勝又

#### 配布資料：

- ①外国人労働者の社会保障制度加入に関する研究会（案）
- ②井口先生準備資料（「国際人口移動と社会保障に関する調査研究第1回実地調査の概要」「ドイツ新移民法制定とその背景（未定稿）」Das Auslanderzentralregister...）
- ③在外公館に対する便宜供与方依頼について

#### 議事次第：

- ・ 研究会の進め方について
- ・ 磐田調査について
- ・ ドイツ調査結果の中間報告（井口泰教授）
- ・ その他

（1）「外国人労働者の社会保障制度加入に関する研究会（案）」をもとに井口先生より説明が行われ、研究会の趣旨を了解。

今後のすすめ方については、年度内2回の研究会の開催を予定し、研究会では次の内容を実施する。①二宮正人（サンパウロ大学教授、弁護士、CIATE 国外就労者情報援護センター理事長）に講義にきていただく。②井口先生のEU代表部調査成果の報告を聞く。③年金局より年金通算の担当者に話を聞く。④平成17年度の研究計画をたてる。

#### （2）磐田市調査について経緯を進捗状況の説明（千年室長）

平成16年度については磐田市が独自に雇用対策費で行った調査の集計が出たばかりである。もとデータをデジタルでまもなく入手できる約束で、科研の年度末報告書にそのデータを使った分析を載せる。17年度の調査については、調査票設計より関わることで合意に達しているが、来春の市町村統合とそれに伴う選挙が終わってから、夏をめどに準備を開始する。社会保障制度に関する設問も加える予定であるので、調査票作成時には本研究会の参加者からも意見だしを期待する。

#### （3）井口先生による海外実地調査報告

- ①ドイツ調査（2004年9月8日～19日）の概要と成果
- ②EU調査の予定（2004年12月5日～12日）の概要と質問項目について

#### （4）その他：意見交換

○外国人の社会保障制度の問題については日本だけが遅れているのではなく、EU 諸国でも未整備な現状があるうえ、加盟国間で利害関係が違う。シュンゲン・システムへの加入も7カ国にとどまっており、英国は未加入。

○派遣法改定の影響や業務請負の社会保険加入の問題は、外国人労働者だけの問題ではなく日本における労働者の社会保険の適用＆脱漏の問題である。日本の一般労働者レベルでの議論と固有の問題を抱える外国人労働者を同一に考えてもよいかという視点も必要である。

○年金と健康保険がセット加入を義務づけられていることについては、期限付き滞在の外国人労働者の場合は、実質的な平等を担保するために何らかの特別措置を考えるべきだという議論がある。しかし、現状では厚生年金の受給権は基礎年金の受給権を満たしてはじめて確保されるなどの制度上の問題と、内外人平等の原則から外国人だけ特別扱いすることが適當かどうか法律的な整理が不可欠である。

○年金通算協定は今まで経済力や社会保障制度が均衡した国々との間に締結されてきたが、将来的に労働力を日本に供給する国との間で年金協定を結ぶことになった場合にはどのような整理が必要になるのだろうか。

他

#### 次回以降の研究会日程について

○大学は入試の季節が2月上旬まで続くので、入試が終わったあとに研究会を設定する。

○外国人の年金適用問題について、現行の脱退一時金の取り扱いおよび年金通算の問題、有期滞在外国人を特別に取り扱うことの是非を含め、年金局総務課国際年金企画室の西村室長にヒヤリングにご協力いただけるかどうか島崎副所長が打診する。

○二宮先生については、来日されているものと思うがまだ連絡が取れていないので、連絡が取れ次第、交渉して日程調整を行う。なお、二宮先生には事前にこちらの関心事をとりまとめてお願いする必要がある。

## 第2回 外国人労働者の社会保障制度加入に関する研究会

### 議事録

日 時：平成17年2月16日（水） 19：00～21：00

場 所：国立社会保障・人口問題研究所 第4会議室

出席者：二宮正人先生（講師）井口泰先生、山川隆一先生、

志甫啓研究協力者、島崎副所長、小島部長、千年室長、勝又室長、

オブザーバー：西村淳国際年金企画室室長、坂本大輔国際年金企画室室長補佐、

土肥克己障害保健福祉部企画課課長補佐、

本田国立社会保障・人口問題研究所企画部長

記録：勝又

#### 配布資料：

- ①二宮先生への質問リスト（井口先生提出）
- ②在日外国人に対する法情報提供 二宮正人先生（ジュリスト 2005.2.15）
- ③Masato Ninomiya, "Brazilian workers in Japan," *University of Tokyo Journal of Law and Politics*, Vol. 1, Spring 2004, pp121-43.
- ④『ブラジル日系社会高齢者実態調査－要介護者老人実態調査－』サンパウロ日伯援護教会 2003年10月

#### 議事次第：

##### ・二宮正人先生のご講義

自己紹介：昭和29年5歳でブラジルに移住、大学院時代を留学生として東京大学で学び合計10年の在日経験を経て昭和58年ブラジルに帰国 1986（昭和61）年から現在までサンパウロ大学教授と弁護士を兼務、CIATE（国外就労者情報援護センター理事長）

1991年 サンパウロ在住の日本国籍を有する日系ブラジル人は約6.1万人

2003年 27.5万人（2重国籍者を除く） 合計30万人

CIATEへは、直接雇用と間接雇用の違いによる社会保険への未加入問題や労災による補償についてなど様々な問題が相談として持ち込まれてきた。現在のブラジル政府は日本との年金協定の締結を持ちかけている。

##### ブラジルの社会保障の現状：

ブラジルの移民政策は1820年頃よりドイツ・イタリア・スペインなどから移住してきた。1888年全面奴隸解放によって労働力の不足を補うために日本人が移民となってブラジルに渡り始めた。第2次世界大戦では連合国側についたブラジルと日本との国交が断絶し、移民は一時途絶えたが、1958～60年に移民再開で1973年の最後の移民船までに6万人（戦前は19万人）が移住した。

勤労者に有利な労働法（1943年；イタリアの労働章典に起源をもつ法律）がブラジルにはあるが、日系移民は入植地が農村であり、比較的ゆるやかな農村労働法の中で生きてきた。

「疑わしきは労働者の利益に」という判断を下す、「労働裁判所」を持っている。

1980年代のラテンアメリカの金融危機前：

1942 年ブラジルの外貨準備高は 25 億ドルで 1955 年には首都移転を実現し、自動車産業の誘致、造船などの工業化をすすめた。この時期の公共投資を、公的年金積み立てファンドを利用して実施したこと、社会保険財政はパンクした。

ブラジルの勤労者公的年金は 35 年加入で最低賃金の 20 ヶ月分（年額）を生涯受給できたが、現在は 8 ヶ月分に減額されている。公務員は別立て年金で男性は 30 年加入女性は 25 年加入で最後の給与を生涯受給できる。9000~10000 円（月額）の年金がほとんどの国民に支払われている。（かなり緩やかな給付条件、最低賃金の 1 ヶ月分を保障している。）保険料を満期納めた人の年金も月額 8 万円ほどで、年金だけでは生活費はまかなえず、ブラジルの年金受給者は働いて生計をたてている。

日系人は農村出身者が多いので勤労者の年金を受給する人はすぐない。（1958 年半分が農民・近年 1 割が農民及び自営）

#### 社会制度の違い：

ブラジルでは夜学が発達しており、教育費が係らない。現在ブラジルの日系人社会は 140 万人（全人口の 0.4%）でブラジルで人口の 10% にすぎない大卒者には多くの日系人がいる。しかし、1982 年のラテンアメリカの金融危機を機に、学歴があっても仕事が無いスーパーインフレの時代を迎えた。そのような中で、日本へ労働者としてわたる出稼ぎが始まった。初期日系人出稼ぎ者の三分の一は大卒者だった。

ブラジルの給与は非熟練で 3~5 万円（月額）大卒で 7~10 万円（月額）

非熟練の人にとっては月額 5 倍の 15 万円~25 万円の収入があるという日本は魅力がある。当初は 3~5 年滞在して 400~500 万円を貯蓄して帰国するのが目標だった。日系人の滞在許可が緩和されてから毎年 3~4 万人が来日している。今まで延べ 15 万人は一度か二度は来日している。在日日系ブラジル人は 2002 年~2003 年にかけて一万人増加し、2003 年~2004 年にかけても一万人弱増加した。

#### ブラジルにおける送金の経済に与える影響：

ブラジルの年間総輸出額は約 55 億ドル、日本との貿易では 25 億ドルの輸出 26 億ドルの輸入。ブラジルの輸出品で最も多い鉄鉱石は 5.5 億ドル

これに対して、日系人のブラジルへの送金は年間 18 億ドルといわれており、経済全体に与える影響は大きい。

ブラジルの物価は日本の五分の一程度といわれているが、自動車などの耐久消費財は例えば日本車（カローラ一台 200 万円）など安くはない。しかし、住居費は安く、15 坪ほどのマンションは 4~500 万円で購入できる。しかし、出稼ぎによる貯蓄は住居購入で消えてしまい、再度出稼ぎで来日する場合も多い。これらを東洋大学北川先生は「渡り鳥現象」と表現した。米州開発銀行のプログラムで、出稼ぎで得た資本をもとでに起業するための補助をはじめた。しかし、起業を成功させることは容易ではない。

今年は日系人ブラジル入植百周年を記念して春と夏に NHK で特集番組が予定されている。

#### ・質疑応答

（問い合わせ）現在日本で就労している日系ブラジル人が老後ブラジルに帰国するようになるにはどのような制度の整備が必要だとおもうか。

（回答）日系人でブラジル本国でサラリーマンだったひとはブラジルで社会保険に加入し